

改正 2016年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人梅村学園商標取扱規程第9条に基づき、中京大学（以下「本学」という。）のロゴマークについて、その使用に関し必要な事項を定め、普及を促進することにより、本学のアイデンティティ確立並びに知名度及び信頼性向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程においてロゴマークとは、登録商標のうち、記号、マーク若しくは図案化された文字列又はその両方を組み合わせたものをいう。

(形状等)

第3条 ロゴマークの形状並びに色彩及び寸法の割合等は、別に「中京大学ロゴマークに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において定める。

(著作権等)

第4条 ロゴマークの著作権及び使用権は、学校法人梅村学園（以下「本法人」という。）に帰属する。

(使用者)

第5条 ロゴマークは、次に掲げる者（以下「使用者」という。）が使用することができる。

- (1) 本法人及び本学
- (2) 本法人の役員、本法人の行政職員及び本学の教職員
- (3) 本法人及び本学の教職員で組織する団体
- (4) 本法人及び本学の教育後援会組織及び同窓会組織
- (5) 本法人及び本学の学生
- (6) 本法人及び本学の学生及び生徒で組織する公認団体
- (7) その他広報部長が適当と認めた個人及び団体

(使用基準)

第6条 ロゴマークの使用に当たっては、その目的が次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 本法人の建学の精神、本学の理念等について、学内外における理解の深化及び促進に資すること。
- (2) 本法人及び本学のイメージ向上及び存在のアピールに寄与すること。
- (3) 本法人及び本学が行う教育、研究、学術・スポーツ活動、地域連携及び社会貢献活動等の推進に寄与すること。

(使用範囲)

第7条 ロゴマークは、次に掲げるものに使用することができる。この場合において、本法人及び本学の名誉、品位及び社会的信頼性の維持及び向上を図るように努めるものとする。

- (1) 本法人及び本学の行事及び活動における看板等の表示物
- (2) 本法人及び本学の学位記、賞状、各種証明書等の公式の文書
- (3) 本法人及び本学、本学の教職員又は本学の教職員で組織する団体が発行する印刷物（大学要覧、大学案内、広報誌、報告書、封筒、ポスター、レターヘッド、学術的な発表・報告等に用いる資料等）
- (4) 本法人及び本学の公式ホームページ
- (5) 本法人及び本学の教職員が使用する名刺
- (6) 本法人及び本学公認の学生団体の活動（ユニフォーム等も含む。）
- (7) その他広報部長が必要と認めたもの

(使用申請)

第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用者が、当該各号に定める場合には、広報部長に申請しなければならない。

- (1) 第5条第1号から第3号までに該当する使用者 前条各号に掲げるもの以外にロゴマークを使用する場合
  - (2) 第5条第4号に該当する使用者 ロゴマークを使用する全ての場合
  - (3) 第5条第5号及び第6号に該当する使用者 前条各号のうち、本法人及び本学教職員の指導の下で、学術的な発表・報告等関連の資料に使用する場合を除き、ロゴマークを使用する場合
  - (4) 第5条第7号に該当する使用者 ロゴマークを使用する全ての場合
- 2 前項の規定にかかわらず、使用者が、営利目的（各種グッズ等の販売）にてロゴマークの入った物品を企画制作する場合は、理事長に申請しなければならない。
- 3 前2項の申請の方法については、別に定める。  
(使用許可等)

第9条 広報部長が第8条第1項により、又は、理事長が第8条第2項により、ロゴマークの使用申請を受けた場合、内容を審査し適当と認めるときは、許可することができる。ただし、使用目的等が次のいずれかに該当するときは、許可をしない。

- (1) 本法人及び本学の名誉が傷つけられるおそれがあると認められる場合
  - (2) 特定の政治、宗教又は思想等の活動に使用されるものと認められる場合
  - (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
  - (4) その他理事長又は広報部長がロゴマークの使用が不相当と認めた場合
- 2 前項の許可の方法については、別に定める。
- 3 理事長又は広報部長は、ロゴマークの使用を許可するに当たり、使用期間等の条件を付すことができるものとする。
- 4 理事長は、営利を目的とした使用者に対しては、ロゴマークの使用に関する契約（以下「使用契約」という。）を締結するものとする。
- 5 理事長は、前項の規定により使用契約を締結した使用者に対し、使用契約に定める使用料を徴収することができる。  
(使用者の遵守事項)

第10条 ロゴマークの使用者は、ロゴマークの品位及び尊厳の保持に努めるとともに、第6条の使用基準に沿った使用に努めなければならない。  
(使用許可の取消)

第11条 理事長又は広報部長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可の取消及び使用物件の回収・廃棄等の必要な措置を取ることができる。

- (1) ロゴマークの形状を故意に変更して使用したとき。
- (2) 許可後において、第9条第1項各号に掲げる事由が生じたとき。
- (3) 使用申請の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (4) その他この規程及びガイドラインの定める事項に違反したとき。

(許可を受けずに使用したときの措置)

第12条 理事長又は広報部長は、この規程に基づく基準によらずロゴマークを使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求め、使用物件の回収・廃棄等の必要な措置を取ることができる。  
(所管)

第13条 この規程で定めるロゴマークの使用に関する業務は、広報部広報課が行う。  
(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、2013年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。